

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
株式会社富廣建設 宮古島市伊良部字長浜1565
47-005241 代表者 富永 美里
(土木A、建築C、舗装A、解体)
- 2 指名停止期間
令和8年9月4日 ～ 令和9年6月3日 (9か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)
- 4 事実概要
(株) 富廣建設の元代表者が、令和7年8月ごろの宮古島市発注の複数工事の入札情報を漏洩させた見返りとして、同市職員に現金50万円を提供したとして、令和8年7月23日に贈賄容疑で沖縄県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由
「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第2第2号イに該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第2 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3か月以上9か月以内
ロ 一般役員等	2か月以上6か月以内
ハ 使用人	1か月以上3か月以内